

廃炉発官R5第175号  
令和6年2月28日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

ホールディングス本社調達組織の見直しに伴い、実施計画Ⅲ第1編及び第2編に記載されている保安に関する組織及び職務に関する内容変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第4条

- ・調達組織の構成変更に伴う変更

第5条

- ・調達組織の構成変更に伴う変更

附則

- ・調達組織の構成変更に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第3章 体制及び評価

第4条

- ・調達組織の構成変更に伴う変更

第5条

- ・調達組織の構成変更に伴う変更

附則

- ・調達組織の構成変更に伴う変更

以 上